

平成28年3月17日

## 「地域団体商標2016」を作成しました ～東北地域から新たに3件追加掲載されました～

特許庁は、地域ブランドの保護・振興を目的に導入した「地域団体商標制度」の一層の普及と活用を促進するため、本制度の解説や具体的な活用事例等を紹介、また平成27年12月末までに登録された587件を掲載した「地域団体商標事例集2016」を作成しました。

東北地域からは新たに下記3件の商標が追加掲載されました。

なお、当局では、地域団体商標等を活用した地域ブランドの創成、ブランド化の促進に向けた取り組みへの支援を行っております。

### 1. 新規追加の東北地域の商標3件

- 十和田湖ひめます（とわだこひめます）（青森県）
- 青森の黒にんにく（あおもりのくろにんにく）（青森県）
- 横浜なまこ（よこはまなまこ）（青森県）

### 2. 「地域団体商標2016」の概要

本冊子では、地域団体商標としてご当地グルメでまちおこしの祭典！B-1グランプリ2015においてゴールドグランプリを獲得した千葉県の「勝浦タンタンメン」の事例など、実際の登録権利者からの声を基に9例の活用事例を掲載しています。その他、登録主体を拡充した団体での初の登録である香川県の「小豆島オリーブオイル」など、最新登録17件の「商品・サービスの特徴」を含めた、地域団体商標587件の紹介等を掲載しています。

加えて、地域団体商標に関する特許庁の支援策、地域団体商標と地理的表示(GI)の活用Q&A、地域団体商標権の存続期間更新のお知らせ等を掲載しております。



### 3. 新規掲載された東北の地域団体商標の紹介

#### ●十和田湖ひめます（とわだこひめます）（青森県）

商標登録：第5731465号

権利者：十和田湖増殖漁業協同組合

指定商品：十和田湖産のひめます

特徴・トピックス：

ひめますは、サケ科の淡水魚で紅鮭の陸封型（湖での生活が長く海に戻れなくなった）の魚です。日本の原産地は阿寒湖とチミケツ湖で、その卵が支笏湖、そして十和田湖へ移植放流されました。ひめますは、「ひめ」の名の通り美しく、体の色が綺麗な魚です。なかでも、「十和田湖ひめます」は味がよく、アンセリンやアスタキサンチンなど、からだを元気にしてくれる成分も豊富と評判です。



味は極めて美味。特に刺身が秀逸で、脂の乗ったピンク色の身は、独特の食感と甘みが魅力です。また、ジューシーさが自慢の塩焼きも人気。その他にも、づけ丼、天ぷら、フライ、蒲焼き、コロケ、ムニエル、あら汁、カルパッチョ、姿寿司など、店舗ごとに考案したこだわりメニューもご用意しています。

#### ●青森の黒にんにく（あおもりのくろにんにく）（青森県）

商標登録：第5777236号

権利者：協同組合青森県黒にんにく協会

指定商品：青森県産黒にんにく

特徴・トピックス：

生にんにくには、わずかしが含まれないS-アシルシステイン、シクロアリン、ピログルタミン酸、GABAなどが豊富に含まれる黒にんにくは、“不思議な黒い果物”とも呼べる健康食品です。黒にんにくは果実が黒いです。これは、白いにんにくを高温、高湿という一定の環境に3～4週間置くことで、熟成して黒くなるのです。熟成して黒くなったにんにくは糖度が増え、まるでドライフルーツのような食感に生まれ変わります。



「青森の黒にんにく」は、世界20カ国超への輸出にも取り組み、世界のお客様からも評価を戴けるようになりました。

●横浜なまこ（よこはまなまこ）（青森県）

商標登録：第5788939号

権 利 者：横浜町漁業協同組合

指定商品：青森県陸奥湾の横浜町沿岸で水揚げされたなまこ（生きているものに限る。）

特徴・トピックス：

「横浜なまこ」は、毎年12月末の数日間だけ収穫され、青森県のお正月料理には欠かせません。

横浜町のなまこが美味しいのは、ヒバ樽になまこを保存することによって、ヒバの香りとなまこのうまみがマッチすると言われてきました。

現在はヒバ樽は作られておりませんが、なまこの美味しさは変わらず、陸奥湾の珍味として今も語り継がれています。そのため、PRイベントを12月初頭から期間限定で行っています。



#### 4. 入手方法

冊子「地域団体商標2016」は、主に地域団体商標制度説明会等の参加者に配布しておりますが、ご希望によりお送りしますので、当局特許室にお問い合わせください。また、特許庁ホームページから、PDF版でダウンロードができます。

特許庁HP [http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/tiikibrand.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm)

(本件に関するお問い合わせ先)

東北経済産業局 地域経済部産業技術課特許室長 佐藤 浩昭

担当者：戸浪、柴原

電 話：022-221-4819(直通)

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁 審査業務部商標課

地域団体商標・小売等役務商標推進室長 岩崎

担当者：荻野、高浜

電 話：03-3581-1101(内線 2828)、03-3580-6864(直通)

## 1. 地域団体商標とは

地域団体商標として登録できるのは、以下の3パターンの文字のみ（図形等含まない）からなる商標です。

- ①地域の名称＋商品（サービス）の普通名称
- ②地域の名称＋商品（サービス）の慣用名称
- ③地域の名称＋商品（サービス）の普通名称又は慣用名称＋産地等を表示する際に付される文字として慣用されている文字

登録のなるためのポイントは以下のとおりです。

（1）地域に根ざした団体の出願であること

具体的には、

- ①事業協同組合等の特別の法律により設立された組合

例）事業協同組合

農業協同組合

漁業協同組合 など

- ②商工会

- ③商工会議所

- ④NPO法人

- ⑤これらに相当する外国の法人

（2）その団体の構成員に使用させる商標であること

組合であれば組合員に使用させる等

（3）地域名称と商品（サービス）に関連性があること

「地域の名称」が商品の生産地に該当する等

（4）一定の地理的範囲である程度有名であること

出願団体又はその構成員の使用により、これらの者の商標として一定の地域で知られていることが客観的事実によって証明できる。

例）過去数年分の生産販売数量、販売活動の実績等客観的に把握できる資料 等

## 2. 地域団体商標に関する特許庁の支援策

### ①知財総合支援窓口

知的財産に関する様々な悩み・課題についてアイデア段階から事業展開、海外展開まで、幅広く相談を受け付ける窓口を47都道府県に設置しています。窓口にいる支援担当者のほか弁理士・弁護士・デザイン及びブランド専門家など様々な専門家や、よろず支援拠点等の支援機関とも連携してワンストップサービスを提供しています。

### ②地域独自メニューによる支援

全国9箇所に設置された経済産業局特許室では、「地域ブランド」に関する様々な事業を実施しています。地域ブランド化を実現するためのガイドブックの作成やセミナーの開催等、地域ブランドの創出と促進を図る独自の取組を実施しています。

【当局の取り組み】

- ・販路拡大等のためのビジネスマッチ東北での出展支援
- ・支援人材の派遣による地域団体商標権利者及び関係団体への集中支援
- ・地域団体商標権利取得検討団体への地域団体商標制度セミナーの開催 等

③外国出願補助金

中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るため、（独）日本貿易振興機構（JETRO）及び都道府県等中小企業支援センターなどを通じ、中小企業者等の外国出願にかかる費用を助成します。

④地域中小企業知的財産支援力強化補助金（やる気補助金）

意欲的な地域の先進的な知財活用プロジェクトに対して伴走型で支援します。

⑤海外ブランド力強化支援

地域団体商標に登録されている特産品、飲食品、農水産品等を対象に、海外における商標権の取得戦略の構築やライセンス展開等の海外展開を支援し、世界に通用するブランド化を後押しします。

⑥模倣品対策支援

海外での模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告文の作成、行政摘発手続き（中国商標権に限る）までの費用を補助します。

⑦海外知財係争対策支援

海外で現地企業から知財権侵害を指摘された場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用を補助します（①防衛型侵害対策支援）。また、冒認商標に対する異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用を補助します（②冒認商標無効・取消係争支援）。